

株式会社静岡銀行による 「しずぎん環境ファイナンス・フレームワーク」 に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社静岡銀行が借入人を対象に実施する「しずぎん環境ファイナンス・フレームワーク」に対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

1. しずおかフィナンシャルグループの取り組みについて

株式会社静岡銀行は静岡県静岡市に本店を置く株式会社しずおかフィナンシャルグループ（しずおか FG）の中核を担う県内トップの地域銀行である。2026 年 3 月末の単体ベースの預金等残高は 12 兆 6,123 億円、貸出金残高は 11 兆 2,559 億円である。

しずおか FG は、持株会社の傘下に静岡銀行、静銀リース株式会社、静銀経営コンサルティング株式会社、静岡キャピタル株式会社、静銀ティーエム証券株式会社、SFG マーケティング株式会社、SFG 不動産投資顧問株式会社などを擁し、幅広い金融サービスを提供する総合金融グループである。

しずおか FG は、「地域とともに夢と豊かさを広げます」という基本理念のもと、2026 年度に「第 2 次中期経営計画」を策定し、10 年ビジョン「しずおか FG とステークホルダーの成長が共鳴・循環する状態」と中計ビジョン「地域とともに未来をつくり、成長を続ける価値共創企業グループ」を設定している。

「第 2 次中期経営計画」では、地域としずおか FG 双方の持続的な成長、2028 年に目指す状態への達成度合いを計る尺度として「サステナビリティ指標」を新たに設定し、三つの基本戦略（①「共創・成長・挑戦」、②「トランスフォーメーション 2.0」、③「コーポレートコミュニケーション」）を推進し、地域・お客さま、しずおか FG の重要課題であるマテリアリティを解決することで、「企業価値と社会価値の最大化」を図る方針である。

しずおか FG は、脱炭素化に向けた目標の実現に向けて、カーボンニュートラル達成に向けて移行計画を策定しており、自社及び地域の脱炭素社会への移行に向けた取り組みを加速するとともに、時流に沿った新たな取り組みを検討していく考えである。移行計画の遂行と、TCFD 提言に基づく開示内容の充実を図り、グループ・地域一体となって脱炭素社会の実現に取り組んでいる。しずおか FG は、アウトプットを「GHG 排出量新規算定先数」、「環境ファイナンス、リースの実行額」、アウトカムを「カーボンニュートラルの推進」としており、インパクトを「静岡県内の温室効果ガス排出量削減率（2013 年度比△46%）※2030 年度」としている。それらの達成に向け、2021 年 10 月に顧客の脱炭素を含めた ESG への取り組みを資金面から支援すべく、2030 年度までに「サステナブルファイナンスを累計で 2 兆円（うち環境ファイナンス 1 兆円）」実行する目標を設定している。

2. 「しずぎん環境サステナブルファイナンスフレームワーク」と本第三者意見書について

静岡銀行は、取引先に対しサステナビリティ・リンク・ローン及びグリーンローンを実行するため、「しずぎん環境ファイナンス・フレームワーク」（本フレームワーク）を策定した。本第三者意見書は、本フレームワークについて、以下の原則等（関連原則類）への適合性を確認したものである。なお、本書では、グリーンローン原則及びグリーンローンガイドラインを総称して「GLP 等」、サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを総称して「SLLP 等」と記載する。

種類	関連原則類
サステナビリティ・リンク・ローン	● サステナビリティ・リンク・ローン原則 ● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
グリーンローン	● グリーンローン原則 ● グリーンローンガイドライン

i. サステナビリティ・リンク・ローン

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた野心的な SPT を達成することを奨励するローンであり、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとしている。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。したがって、JCR は、静岡銀行が本フレームワークに基づき実行するローンについて、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、上述した 5 つの核となる要素について SLLP 等への適合性を確認した。

この結果、本フレームワークで設定された適格クライテリアや KPI/SPT は適切であること、静岡銀行の貸出スキーム・体制について適切であること等を JCR は確認した。

ii. グリーンローン

グリーンローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

GLP 等は、企業・組織等が資金調達をする際に環境面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに用途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、JCR は静岡銀行が GLP 等で示されている 4 原則（1. 資金用途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリア、実施体制とプロセス、個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社静岡銀行
「しずぎん環境ファイナンス・フレームワーク」

2026 年 8 月 20 日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 6 -
II. 第三者意見の評価項目	- 6 -
III. しずおか FG のサステナビリティへの取り組みについて	- 7 -
IV. サステナビリティ・リンク・ローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	- 11 -
1. KPI の設定	- 12 -
1-1. JCR の評価の視点	- 12 -
1-2. KPI の選定の概要と JCR による評価	- 12 -
2. SPT の測定	- 23 -
2-1. JCR の評価の視点	- 23 -
2-2. SPT の測定の概要と JCR による評価	- 23 -
2-3. SPT 達成に向けた取り組み	- 27 -
2-4. JCR によるインパクト評価	- 27 -
3. 借入金の特性	- 29 -
3-1. JCR の評価の視点	- 29 -
3-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価	- 29 -
4. レポーティング・検証	- 30 -
4-1. JCR の評価の視点	- 30 -
4-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価	- 30 -
5. SLLP 等への適合性に係る結論	- 30 -
V. グリーンローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	- 31 -
1. サステナビリティ方針	- 31 -
1-1. JCR の評価の視点	- 31 -
1-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 31 -
2. 適格クライテリアの設定	- 33 -
2-1. JCR の評価の視点	- 33 -
2-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 33 -
3. 実施体制とプロセス	- 35 -
3-1. JCR の評価の視点	- 35 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 35 -
4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性	- 38 -
4-1. JCR の評価の視点	- 38 -
4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況	- 38 -
VI. 結論	- 39 -

<要約>

1. しずおかフィナンシャルグループのサステナビリティへの取り組みについて

株式会社静岡銀行は静岡県静岡市に本店を置く株式会社しずおかフィナンシャルグループ（しずおか FG）の中核を担う県内トップの地域銀行である。2026 年 3 月末の単体ベースの預金等残高は 12 兆 6,123 億円、貸出金残高は 11 兆 2,559 億円である。

しずおか FG は、持株会社の傘下に静岡銀行、静銀リース株式会社、静銀経営コンサルティング株式会社、静岡キャピタル株式会社、静銀ティーエム証券株式会社、SFG マーケティング株式会社、SFG 不動産投資顧問株式会社などを擁し、幅広い金融サービスを提供する総合金融グループである。

しずおか FG は、「地域とともに夢と豊かさを広げます」という基本理念のもと、2026 年度に「第 2 次中期経営計画」を策定し、10 年ビジョン「しずおか FG とステークホルダーの成長が共鳴・循環する状態」と中計ビジョン「地域とともに未来をつくり、成長を続ける価値共創企業グループ」を設定している。

「第 2 次中期経営計画」では、地域としずおか FG 双方の持続的な成長、2028 年に目指す状態への達成度合いを計る尺度として「サステナビリティ指標」を新たに設定し、三つの基本戦略（①「共創・成長・挑戦」、②「トランスフォーメーション 2.0」、③「コーポレートコミュニケーション」）を推進し、地域・お客さま、しずおか FG の重要課題であるマテリアリティを解決することで、「企業価値と社会価値の最大化」を図る方針である。

しずおか FG は、脱炭素化に向けた目標の実現に向けて、カーボンニュートラル達成に向けて移行計画を策定しており、自社及び地域の脱炭素社会への移行に向けた取り組みを加速するとともに、時流に沿った新たな取り組みを検討していく考えである。移行計画の遂行と、TCFD 提言に基づく開示内容の充実を図り、グループ・地域一体となって脱炭素社会の実現に取り組んでいる。しずおか FG は、アウトプットを「GHG 排出量新規算定先数」、「環境ファイナンス、リースの実行額」、アウトカムを「カーボンニュートラルの推進」としており、インパクトを「静岡県内の温室効果ガス排出量削減率（2013 年度比△46%）※2030 年度」としている。それらの達成に向け、2021 年 10 月に顧客の脱炭素を含めた ESG への取り組みを資金面から支援すべく、2030 年度までに「サステナブルファイナンスを累計で 2 兆円（うち環境ファイナンス 1 兆円）」実行する目標を設定している。

2. 「しずぎん環境ファイナンス・フレームワーク」と本第三者意見書について

静岡銀行は、取引先に対しサステナビリティ・リンク・ローン及びグリーンローンを実行するため、「しずぎん環境ファイナンス・フレームワーク」（本フレームワーク）を策定した。本第三者意見書は、本フレームワークについて、以下の原則等（関連原則類）への適合性を確認したものである。なお、本書では、グリーンローン原則及びグリーン

ローンガイドラインを総称して「GLP 等」、サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを総称して「SLLP 等」と記載する。

種類	関連原則類
サステナビリティ・リンク・ローン	● サステナビリティ・リンク・ローン原則¹ ● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン²
グリーンローン	● グリーンローン原則³ ● グリーンローンガイドライン⁴

i. サステナビリティ・リンク・ローン

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた野心的な SPT を達成することを奨励するローンであり、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとしている。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。したがって、JCR は、静岡銀行が本フレームワークに基づき実行するローンについて、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、上述した 5 つの核となる要素について SLLP 等への適合性を確認した。

この結果、本フレームワークで設定された適格クライテリアや KPI/SPT は適切であること、静岡銀行の貸出スキーム・体制について適切であること等を JCR は確認した。

ii. グリーンローン

グリーンローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

GLP 等は、企業・組織等が資金調達をする際に環境面においてポジティブな成果を

¹ LMA, APLMA, LSTA "Sustainability-Linked Loan Principles 2025"
<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2026 年版
https://www.env.go.jp/press/press_05339.html

³ LMA, APLMA, LSTA "Green Loan Principles 2025"
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

⁴ 環境省 グリーンローンガイドライン 2026 年版
https://www.env.go.jp/press/press_05339.html

もたらすプロジェクトに用途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するファイナンスを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。

したがって、**JCR** は静岡銀行が GLP 等で示されている 4 原則（1. 資金使途、2. プロジェクトの評価と選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）に準拠して融資を実行するための適格クライテリア、実施体制とプロセス、個別ファイナンスの関連原則類への適合性を確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

今回の評価対象は、静岡銀行が 2026 年 7 月に策定した「しずぎん環境ファイナンス・フレームワーク」である。

本第三者意見書は、静岡銀行が策定した本フレームワークについて、以下の関連原則類への適合性を確認することを目的としている。

種類	関連原則類
サステナビリティ・リンク・ローン	● サステナビリティ・リンク・ローン原則 ● サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
グリーンローン	● グリーンローン原則 ● グリーンローンガイドライン

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた野心的な SPT を達成することを奨励するローンであり、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとしている。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。

グリーンローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられるローンであり、具体的には、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて実行後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。

II. 第三者意見の評価項目

本第三者意見は、以下の評価項目で構成されている。

【サステナビリティ・リンク・ローン】

- ・ KPI の選定
- ・ SPT の測定
- ・ 借入金の特性
- ・ レポーティング・検証
- ・ SLLP 等への適合性に係る結論

【グリーンローン】

- ・ サステナビリティ方針
- ・ 適格クライテリアの設定
- ・ 実施体制とプロセス
- ・ 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

III. しずおか FG のサステナビリティへの取り組みについて

(1) しずおか FG のサステナビリティ経営

静岡銀行は静岡県静岡市に本店を置くしずおか FG の中核を担う県内トップの地域銀行である。2026 年 3 月末の単体ベースの預金等残高は 12 兆 6,123 億円、貸出金残高は 11 兆 2,559 億円である。

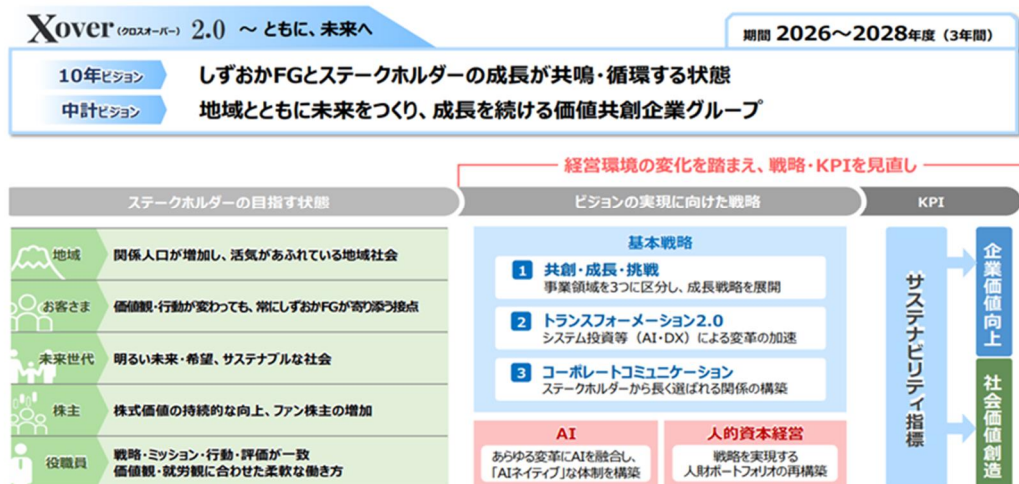
しずおか FG は、持株会社の傘下に静岡銀行、静銀リース株式会社、静銀経営コンサルティング株式会社、静岡キャピタル株式会社、静銀ティーエム証券株式会社、SFG マーケティング株式会社、SFG 不動産投資顧問株式会社などを擁し、幅広い金融サービスを提供する総合金融グループである。

しずおか FG は、「地域とともに夢と豊かさを広げます」という基本理念のもと、2026 年度に「第 2 次中期経営計画」を策定し、10 年ビジョン「しずおか FG とステークホルダーの成長が共鳴・循環する状態」と中計ビジョン「地域とともに未来をつくり、成長を続ける価値共創企業グループ」を設定している。

「第 2 次中期経営計画」では、地域としずおか FG 双方の持続的な成長、2028 年に目指す状態への達成度合いを計る尺度として「サステナビリティ指標」を新たに設定し、三つの基本戦略（①「共創・成長・挑戦」、②「トランスフォーメーション 2.0」、③「コーポレートコミュニケーション」）を推進し、地域・お客さま、しずおか FG の重要課題であるマテリアリティを解決することで、「企業価値と社会価値の最大化」を図る方針である。

第2次中期経営計画の概要

10年ビジョンと中計ビジョンの2つを設定。その実現に向けた基本戦略の実践によりKPIを達成し、企業価値と社会価値の最大化を目指す



図表 1 第 2 次中期経営計画の概要⁵

⁵ しずおか FG ウェブサイト

https://www.shizuokabank.co.jp/news/20260420_kYY/260420_NR1.pdf

「サステナビリティ指標」は、企業価値の向上を目指す「財務目標」「エンゲージメント指標」と社会価値創造の効果を図る「社会インパクト指標」の3つで構成されている。「社会インパクト指標」は、しずおかFGの主な営業基盤である静岡県内への社会インパクトを意識した指標として、静岡県内人口の社会増減率、実質総生産、温室効果ガス排出量削減の3つを「目指す指標」として定めている。

サステナビリティ指標

企業価値向上を目指す「財務目標」「エンゲージメント指標」と、社会価値創造の効果を計る「社会インパクト指標」で構成

			指標	前中計目標 (2027年度)	第2次中計目標 (2028年度)
企業価値向上	財務目標	収益性	連結経常利益	1,450億円以上	1,700億円以上
			連結ROE (純資産基準)	8.5%程度	9.5%程度
		効率性	連結OHR	50%程度	47%程度
			連結CET1比率	13%程度	13%程度
	エンゲージメント指標		お客さまの グループ取引満足度	前年度比プラス	前年度比プラス
			グループ従業員の エンゲージメント	4.0以上	4.0以上
			しずおかFGの GHG排出量 (Scope1,2)	カーボンニュートラル達成 (2030年度)	カーボンニュートラル達成 (2030年度)
			NEW 事業性融資取引先*の GHG排出量	—	各前年度比で削減
社会価値創造	社会インパクト指標	静岡県内人口の 社会増減率		継続的に増加	
		静岡県内実質総生産		持続的発展	
		静岡県内の GHG排出量削減率		2013年度比▲46% (2030年度)	

※ 事業性融資取引先のうちGHG排出量を計測していることが認められる先を対象とする

図表 2 サステナビリティ指標⁶

しずおかFGは、特定したマテリアリティにおける機会とリスクを踏まえ、内外の環境変化を適切に捉えながら課題の解決に向けたさまざまな施策を効果的に展開する方針を掲げている。それぞれのマテリアリティに対応するアウトプット・アウトカムを設定し、社会インパクトへの貢献に向けたサステナビリティ指標の進捗状況も把握することで、社会価値創造と企業価値向上の両立に向けたPDCAを実践している。

脱炭素化に向けた目標の実現に向けては、カーボンニュートラル達成に向けて移行計画を策定しており、自社及び地域の脱炭素社会への移行に向けた取り組みを加速するとともに、時流に沿った新たな取り組みを検討していく考えである。移行計画の遂行と、TCFD提言に基づく開示内容の充実を図り、グループ・地域一体となって脱炭素社会の実現に取り組んでいる。アウトプットは「GHG排出量新規算定先数」、「環境ファイナンス、リースの実行額」、アウトカムは「カーボンニュートラルの推進」としており、インパクトを「静岡県内の温室効果ガス排出量削減率(2013年度比△46%) ※2030

⁶ しずおかFG ウェブサイト

https://www.shizuokabank.co.jp/news/20260420_kYY/260420_NR1.pdf

年度」としている。それらの達成に向け、2021年10月に顧客の脱炭素を含めた ESG への取り組みを資金面から支援すべく、2030年度までに「サステナブルファイナンスを累計で2兆円（うち環境ファイナンス1兆円）」実行する目標を設定している。

マテリアリティ	主な機会・リスク	2023年度の主な施策	内外の環境変化・課題認識	2024年度の重点施策	アウトプット（抜粋）	アウトカム	インパクト
社会	人口減少・少子高齢化への対応	機会 関係人口増加に向けた課題解決、新たな価値創出 リスク 労働力不足による地域経済の衰退	観光活性化施策の展開 外国人向けローン保証業務の検討 移住、空き家対策に関する施策の推進	社会価値創造に対する社会的期待の高まりや他プレイヤーの取組みが進む 人口減少、少子高齢化のトレンドは続いており、2024年問題など課題の顕在化が著しい 地域の産業力維持・向上のため、産業変革や産官学が連携したイノベーションの創出が求められる	価値創造実現に向けた各戦略の具体化・実践の加速 重点推進分野 地域課題の解決 賃貸金ビジネス ベンチャービジネス グローバル 新事業・資本提携・M&A デジタル・アプリ	広域観光企画数 まちづくりコンサルティング 事業の受託 人材ソリューション解決件数 NISA口座開設件数 付加価値型信託セット率 金融経済教育 受講者数	静岡県内の関係人口増加 移住者増加 静岡県内人口の社会増減率（継続的に増加）
	地域社会の健全な成長	機会 資産形成・運用ニーズの増加・裾野の拡大 リスク お客さまニーズの多様化、デジタルチャネルの発展による競争力の低下	NISA、iDeCoの推進 金融経済教育の展開 銀行連携によるライフプランコンサルティング				
経済	産業発展と金融イノベーション	機会 企業の経営課題の多様化・高度化に伴うソリューション機会の増加・拡大 リスク 社会構造変化への対応不足・遅延による企業業績の悪化	TECH BEAT Shizuokaの開催 ベンチャーデット、エクイティ投資の拡大 企業再生支援、産業変革支援	「金利のある世界」の到来 アセットビジネスにおける運用規模の追求、その原資となる預金など調達策の多様化 ネット証券の台頭、各種取引の非対面化に伴うDXや生成AI活用等の必要性 人財不足を背景にしたシステム開発の延伸、コスト上昇 異業種企業の金融領域への参入によるプレイヤーの多様化 シェアリングやサステナブル、環境や人権に配慮した製品・サービスの台頭など消費行動や嗜好が変化		TECH BEAT Shizuoka来場者数 ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行先への伴走支援件数 企業再生支援件数	静岡県内の企業数増加 企業成長率の向上
	デジタル社会の形成	機会 デジタル化の進展による新たなソリューション機会の増加・拡大 リスク 対応の遅れによる競争力の低下、企業業績の悪化	しずぎん加盟店サービス（キャッシュレス決済）の推進 社内での生成AIの活用 中小企業のデジタル化支援			しずぎん加盟店サービスの導入件数 社内での生成AIの活用件数 中小企業のデジタル化支援実施件数	
環境	環境と経済が両立した社会の充実	機会 脱炭素、生物多様性に関する新たなソリューションニーズの増加・拡大 リスク 自然災害の発生、規制強化による企業業績悪化、ステークホルダーの信頼低下	しずおかGXサポートの地域への展開 自治体との連携協定を通じた脱炭素社会形成に向けた取組み 環境ファイナンスの浸透、推進			GHG排出量新規算定先数 環境ファイナンス、リースの実行額	カーボンニュートラルの推進 静岡県内の温室効果ガス排出量削減率（2013年度比△46%）※2030年度
	人的資本経営の実践	機会 多様な人材育成、新たな価値創造に向けた組織風土の変革 リスク 人材の流出や役員員のモチベーション低下に伴う業績の悪化	タウンミーティングの実施 サステナ研修の実施 健康経営にむけた各種施策 RS信託の導入 社内ベンチャー制度の運用	社会価値創造と企業価値向上の両立に向けた人材育成や働き方改革、デジタル人材の必要性 サステナビリティ経営の高度化 インテグリティを基にした適切なガバナンス体制の構築		課題解決・価値創造型人材数	グループ役員エンゲージメント 役員員のウェルビーイング（エンゲージメント指標）
株主	企業価値の向上	機会 各戦略による企業価値向上を通じた株主への還元、地域株主の増加 リスク 株価の低迷、ステークホルダーからの信頼低下	株主還元のための充実 自己株式取得（配当性目標の見直し）			トップラインの拡大 経費水準のコントロール	利益増加の成長 財務目標（収益性・効率性・健全性）

サステナビリティ指標の達成

図表 3 特定したマテリアリティ⁷

(2) しずおか FG のサステナビリティ経営体制

しずおか FG は、銀行持株会社として、グループ各社の経営及び業務を管理・監督することで、グループガバナンス体制の強化を図っている。しずおか FG の機関設計は「監査等委員会設置会社」であり、取締役会による監督機能及び監査等委員会による監査機能の強化等コーポレート・ガバナンス体制の拡充を図っている。

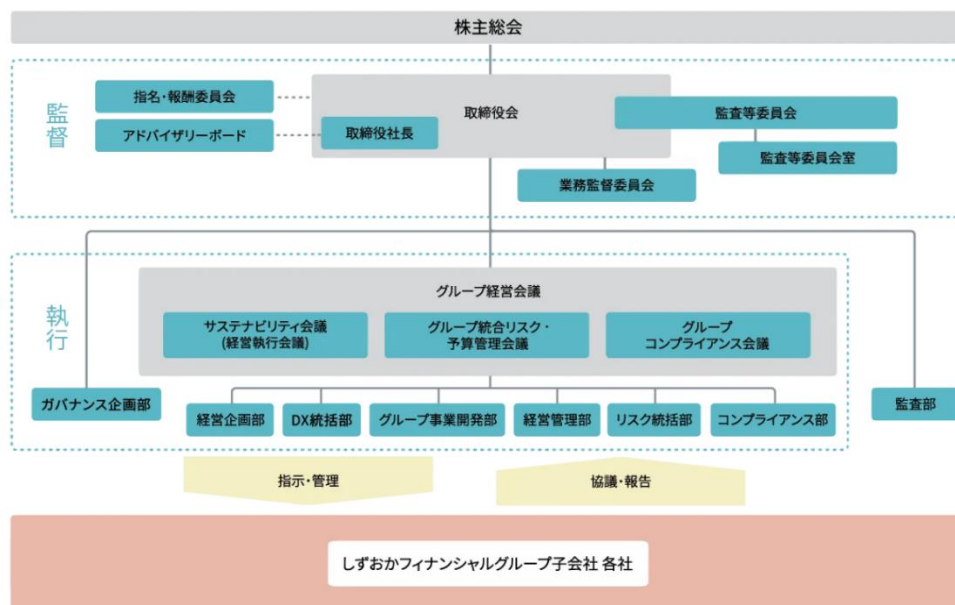
取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名（うち社外取締役2名）、

⁷ しずおか FG ウェブサイト
<https://www.shizuoka-fg.co.jp/sustainability/sustainability-management.html>

及び監査等委員である取締役 4 名（うち社外取締役 3 名）で構成され、しずおか FG の中期経営計画等の経営戦略その他経営上の重要な事項に関する審議を行うとともに、業務執行の監督を行っている。また、取締役会が決議する基本方針に基づき、グループ経営全般の業務執行に係る事項を審議・決定するため、取締役会の委任により各分野ごとに会議体（サステナビリティ会議（経営執行会議）、グループコンプライアンス会議、グループ統合リスク・予算管理会議）を設置し、権限と責任を明確化したうえで経営環境の変化に的確かつ機動的に対応する体制を整備している。これらの会議体では、取締役会の適切な監督のもと、サステナビリティを経営の基本に据えた審議を行い、さらには、「人的資本経営委員会」及び「環境委員会」においてテーマ別の専門的な議論を活性化することで、サステナビリティへの取り組みを通じてしずおか FG 及びステークホルダーの持続的な成長を図っている。

さらに、取締役会の監督機能を強化するために指名・報酬委員会を設置し、持株会社等の役員の指名・報酬に関する客観性・透明性の向上を図っているほか、経営の意思決定の客観性を確保する観点から社外の知見等を経営に反映させるべく、取締役社長の経営諮問委員会として外部有識者を中心とした「アドバイザリーボード」を設置している。

こうした体制により、グループの全体最適の観点から適切な経営の監督と機動的な業務執行を実践することで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っている。



図表 4 コーポレート・ガバナンス体制図⁸

⁸ しずおか FG ウェブサイト
<https://www.shizuoka-fg.co.jp/company/corporate-governance.html>

IV. サステナビリティ・リンク・ローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

静岡銀行は、本フレームワークにおいて取引先に対しサステナビリティ・リンク・ローンを実行する際の契約期間を以下の通り定めている。

本フレームワークで定めるサステナビリティ・リンク・ローンの契約期間は、3年以上とします。

また、静岡銀行は、本フレームワークのうち「サステナビリティ・リンク・ローン」に関する記載事項の管理部署と更新頻度について、以下の通り定めている。

本フレームワークは、静岡銀行コーポレートサポート部法人ファイナンスグループが管理する。本フレームワークを更新する際には、コーポレートサポート部法人ファイナンスグループが起案し、関連部に協議します。本フレームワークの内容を大きく見直す際には、SLLP等の適合性について、外部機関より第三者意見書を取得します。本フレームワークは、作成後3年以内に、SLLP原則等の適合性、KPIの有意義性、SPTの野心性等について見直しを実施します。

1. KPI の設定

1-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークに基づいて静岡銀行がサステナビリティ・リンク・ローンの貸付を行う際に、借入人が設定する KPI について、借入人の事業において関連性があり中核的で重要なものであること、静岡銀行の方針と整合していること、一貫した方法論に基づく測定・定量化は可能であること等を確認する。

1-2. KPI の選定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉
本フレームワークの KPI は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

静岡銀行は、本フレームワークにおいて、以下図表で示す KPI/SPT を設定している。

KPI	SPT
1.SBT	①SBT 認定の取得 ②SBT 認定の取得及び SBT に沿った年次目標の達成
2.中小企業向け SBT	③中小企業向け SBT 認定の取得 ④中小企業向け SBT 認定の取得及び SBT に沿った年次目標の達成
3.RE100	⑤RE100 への加盟 ⑥RE100 への加盟及び加盟時の目標に準じた年次目標の達成
4.再エネ 100 宣言 RE Action	⑦再エネ 100 宣言 RE Action への参加 ⑧再エネ 100 宣言 RE Action への参加及び参加時の目標に準じた年次目標の達成
5.「GHG 排出量の算定」及び「GHG 排出量の削減」	⑨「GHG 排出量の算定」を行っていない場合 ・2年以内に GHG 排出量の算定を行い、かつ「GHG 排出量を 4.2%/年削減」 ⑩「GHG 排出量の算定」を行っている場合 ・「GHG 排出量を 4.2%/年削減」

図表 5 本フレームワークのサステナビリティ・リンク・ローンで設定された KPI/SPT

静岡銀行は、本フレームワークにおいて「中堅・中小企業」を以下の通り定義している。

以下の（１）、（２）のいずれかを満たす企業を本フレームワークにおける「中堅・中小企業」とします。

（１） 中小企業基本法の定義を満たす企業

（２） 売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金 10 億円以下のうち、いずれかの条件を満たす企業（ただし、プライム市場上場企業（及びその連結子会社）は中堅・中小企業からは除くものとします。）

静岡銀行は、KPI/SPT を設定する際の留意事項として、以下を定めている。

本フレームワークにおける SPT①、③、⑤、⑦、⑨、⑩の設定は、「中堅・中小企業」のみを対象とします。

■ KPI1 : SBT

■ KPI2 : 中小企業向け SBT

＜SBT・中小企業版 SBT の概要＞

SBT は「Science-based Targets」の頭文字を取った略称であり、「科学的根拠に基づく目標」と日本では呼ばれている。その SBT を運営している組織が SBT イニシアティブ (SBTi) であり、SBTi は、企業に対し「科学的根拠」に基づく「GHG 削減目標」を立てることを求めるイニシアティブであり、CDP、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF)、国連グローバル・コンパクト (UNGC) によって 2015 年に設立され、現在も 4 団体が事務局を務めている。

SBT では、大企業向けの通常版 SBT に加えて、中小企業版 SBT が設計されており、その概要は以下図表の通りである。

項目	通常版 SBT	中小企業版 SBT
対象	特に無し	＜必須要件＞ ・Scope1 と Scope2 (ロケーション基準) の総排出量が 10,000 t-CO₂ 未満 ・海運船舶を所有又は支配していない ・再エネ以外の発電資産を所有又は支配していない ・金融機関セクター又は石油・ガスセクターに分類されていない ・親会社の事業が通常版の SBT に該当しないこと ＜追加要件＞ 上記に加え次のうち 3 つ以上に該当 ・従業員数 250 人未満 ・売上高 5,000 万ユーロ未満 ・総資産 2,500 万ユーロ未満 ・FLAG セクター⁹に分類されない
目標年	公式申請年から、5 年以上先、10 年以内の任意年	2030 年
削減対象範囲	Scope1・2・3 排出量 ※但し、Scope3 が Scope1～3 の合計の 40% を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要は無し	Scope1・2 排出量

⁹ FLAG とは Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野のことを指す。FLAG は世界の GHG 排出量の約 1/4 (22%) を占めており、SBTi (Science Based Target initiative) は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表している。

目標 レベル	下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減（1.5℃） ■Scope3 少なくとも年 2.5%削減（Well-below 2℃）	■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減（1.5℃目標） ■Scope3 算定・削減（特定の基準値はなし）
-----------	---	---

図表 6 通常版 SBT 及び中小企業版 SBT の概要（2025 年 1 月 31 日更新）¹⁰

＜借入人・企業における気候変動の取り組み・GHG 削減の重要性＞

気候変動に関する地球規模の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定では、GHG 排出削減の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つ（well-below 2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を追求する（1.5℃目標）」ことが掲げられている。その達成に向け、長期的には今世紀後半までに人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されている。日本政府は、これまで 2050 年カーボンニュートラル実現という長期目標と、2030 年度に 2013 年度比 46%削減という中間目標を掲げてきたが、2025 年 2 月には新たに、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）という目標を掲げている。

こうした流れを受け、特にグローバルに事業を展開する大企業を中心に、自社の Scope1・2 による排出削減にとどまらず、サプライチェーン上流・下流の Scope3 で排出される GHG 削減に注力する企業が増加している。大企業やグローバル企業にとっての Scope3 は、取引先企業（中堅・中小企業を含む）にとっての Scope1・2 に相当することから、一部の企業に限らず、多くの企業にとって GHG 排出削減への取り組みの重要性が高まっている。

＜静岡銀行における本 KPI の位置づけ＞

しずおか FG は、マテリアリティの一つとして「環境と経済が両立した社会の充実」を掲げており、インパクトとして「県内の温室効果ガス排出量削減率」を設定している。しずおか FG は、脱炭素化に向けた目標の実現に向けて、カーボンニュートラル達成に向けて移行計画を策定し、自社及び地域の脱炭素社会への移行に向けた取り組みを加速するとともに、時流に沿った新たな取り組みを検討している。

静岡銀行は、SBT について気候科学に基づく脱炭素経路を踏まえた目標として国際的に広く参照されており、借入人の脱炭素戦略の信頼性を高めるうえで有効な認

¹⁰ グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム資料をもとに JCR 作成
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html

定と考えている。静岡銀行は、借入人のマテリアリティ（準ずるものを含む）に気候変動対応が位置づけられていることを前提に、SBT 認定の取得及びその達成状況を KPI として用いることで、借入人のサステナビリティ戦略の進捗を、第三者が確認可能な枠組みを通じて測定できると考えている。

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI である SBT は、GHG 排出量算定のグローバルスタンダードである GHG プロトコルに準拠しており、一貫した方法論（GHG プロトコル準拠）に基づく測定・定量化及びベンチマークが可能であるとともに、適用範囲等を含め定義は明確である。

以上より、本 KPI は、静岡銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

■KPI3 : RE100

■KPI4 : 再エネ 100 宣言 RE Action

< 「RE100」 及び 「再エネ 100 宣言 RE Action」 の概要 >

RE100 は、企業が事業活動で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的イニシアティブであり、The Climate Group と CDP が共同で運営している。日本の窓口は日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP) が担っている。RE100 の加盟要件として年間消費電力量が 100GWh 以上等の条件があり、一般に消費電力量が大きい大企業が対象となる。

一方、日本ではサプライチェーン全体での脱炭素化の広がりを受け、中小企業に対しても再エネ導入の必要性が高まっている。かかる状況下、RE100 の対象外となる日本の中小企業等が自らの使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し日本の再生可能エネルギーへの移行を推進する枠組みとして、2019 年に「再エネ 100 宣言 RE Action」が発足した。参加団体は再エネ導入状況を年次で報告し、情報共有や支援を受けながら再エネ導入を進める点が特徴的である。

RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の参加要件は以下図表の通りである。

項目	RE100	再エネ 100 宣言 RE Action
対象企業	・年間消費電力量が 100GWh 以上¹¹である企業 ※年間電力消費量が 100GWh 未満¹²の企業でも、例外的に加盟できる可能性あり¹³	・特段なし
認定要件	・以下の要件を満たす目標年を設定、宣言し、事業全体を通じた 100%再エネ化にコミットする、もしくは既に 100%再エネ化を達成していること －遅くとも 2040 年までに 100% 再エネ化を達成 －2030 年までに 60%、2035 年までに 90%の中間目標を設定 ・GHG プロトコルで定義される、全ての電力に関連するスコープ 2 及び発電に係るスコープ 1 を再エネ化する ・グループ全体で加盟すること	・遅くとも 2050 年までに使用電力を 100%再エネに転換する目標を設定し、対外的に公表すること ※中間目標の設定を推奨 ・再エネ推進に関する政策エンゲージメントの実施

¹¹ 2025 年 1 月末現在において、日本企業については、特例として 50GWh 以上に緩和されている

¹² 2025 年 1 月末現在において、日本企業については、特例として 50GWh 未満の条件が設定

¹³ 環境省資料等によれば、①RE100 事務局が重視する地域/業種で主要な事業者であること、②RE100 事務局が重視する地域で政策提言に参加する意思があること、③グローバル又は国内で認知度・信頼度が高い、④主要な多国籍企業 (フォーチュン 1000 又はそれに相当)、⑤その他、RE100 の目的に利する国際的・地域的な影響力を持つことの中から、1 つ上の特徴を有する場合には、例外的に加盟できる可能性が示唆されている

	※但し、親会社と明確に分離したブランドであり、1TWh以上の年間消費電力量を満たす場合、例外的に子会社での加盟は可能	
進捗報告	・進捗報告は毎年、所定フォーマットで実施（主な記載内容は以下の通り） －企業情報 －目標（再エネ目標、戦略、ロードマップ） －実績（電力消費量、再エネ購入量、再エネ発電量） －第三者監査を推奨（目標未達成のペナルティなし）	・消費電力量、再エネ率等の進捗を毎年報告すること ※再エネの定義は RE100 基準に準じる

図表 7 RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の主要な参加要件の比較¹⁴

<借入人・企業における気候変動の取り組み・再生可能エネルギー導入の重要性>

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーである。2023 年の COP28 では、2030 年までに再エネ発電容量を世界で約 3 倍（11,000GW）にすることが国際目標として採択された。また International Energy Agency (IEA) の Net Zero Emissions by 2050 シナリオでは、再生可能エネルギーによって 2030 年までに 4Gt-CO₂ を削減することが想定されている。また、同シナリオでは、2030 年から 2050 年にかけての GHG 削減量の約 1/4 を電化による削減が占めるとされている。一般的に、電化された設備は電力系統から供給される電力で稼働するため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが一層重要となる。

こうしたグローバルな動きを受けて日本政府は、GHG 排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの導入を有効な手段の一つとして位置づけている。2025 年 2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」では、従来から掲げてきた 2050 年カーボンニュートラル（2020 年 10 月表明）の実現に向け、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）を目指す野心的な目標が示されている。再生可能エネルギーは、2023 年度の電源構成比において約 23%まで拡大しているが、今後も S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を前提とし、主力電源化を徹底するとともに、地域との共生や国民負担の抑制に配慮しながら最大限の導入を促進するとしている。これらの目標達成に向けては、2040 年度の再生

¹⁴ 再エネ 100 宣言 RE Action ウェブサイト (<https://saiene.jp/about>) より JCR 作成

可能エネルギー比率を 4～5 割まで引き上げる必要があり、更なる導入拡大が求められる状況にある。

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4 割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2 割程度
火力		68.6%	3～4 割程度
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図表 8 第 7 次エネルギー基本計画の 2040 年度時点の電源構成の見通し¹⁵

前述のとおり、借入人である企業にとって GHG 削減への取り組みの重要性は一段と高まっているが、それと同時に、使用電力を再生可能エネルギーで賄うインセンティブが高まっている。借入人が RE100 や再エネ 100 宣言 RE Action への参加を通じて再生可能エネルギーの導入率を高めることで、結果として GHG 排出量の削減が促進されることが期待される。この点から、本 KPI は環境改善効果を有するものであると言える。

< 静岡銀行における本 KPI の位置づけ >

前述の通り、しずおか FG は、マテリアリティの一つとして「環境と経済が両立した社会の充実」を掲げており、脱炭素化に向けた目標の実現に向けて取り組みを進めている。静岡銀行は、企業の脱炭素化に向けた取り組みにおいて、GHG 排出削減の主要手段の一つに「再生可能エネルギーの導入」が該当すると考えている。

静岡銀行は、RE100 等を「電力需要家が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示すことで市場や政策を動かし、社会全体の再エネ利用 100%を促進する枠組み」であり、「目標設定と毎年進捗状況の開示を求める仕組みを採用している」ことに着目し、借入人の再エネ導入の実効性を外部から確認しやすい点に意義があると考えている。

本 KPI を設定した SLL によって、借入人に対し RE100 又は再エネ 100 宣言 RE Action に基づく再生可能エネルギー導入目標の策定が促されるとともに、再生可能エネルギーの導入も促進されることが期待される。したがって、本 KPI は、静岡銀

¹⁵ 資源エネルギー庁 第 7 次エネルギー基本計画 (2025 年 2 月)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_02.pdf

行が目指す前述の脱炭素に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略上も重要な位置づけにある。

＜一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）＞

本 KPI は、RE100 又は再エネ 100 宣言 RE Action のルールに則った目標設定や進捗管理が求められる。したがって、一貫した方法論に基づく測定・定量化及びベンチマークは可能であり、適用範囲等を含め定義は明確にされていると判断できる。

以上より、KPI3 及び KPI4 は、静岡銀行及び同行の借入人にとって重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

■KPI5：「GHG 排出量の算定」及び「GHG 排出量の削減」

KPI5 については、上述した通り、「中堅・中小企業」のローンにのみ使用される。

<借入人・企業における気候変動の取り組み・GHG 排出量の算定及び GHG 排出量削減の重要性>

上述の通り、2015 年 12 月に採択されたパリ協定を踏まえて、世界各国及び日本政府において GHG 削減目標が打ち出されている。こうした流れを受け、自社の Scope1・2 による排出削減にとどまらず、サプライチェーン上流・下流の Scope3 で排出される GHG 削減に注力する大企業やグローバル企業が増加している。大企業やグローバル企業にとっての Scope3 は、取引先企業（中堅・中小企業を含む）にとっての Scope1・2 に相当することから、中堅・中小企業にとっても GHG 排出削減への取り組みの重要性が高まっている。

2025 年の調査では、中小企業のうち約 7 割は脱炭素に関する取り組みを実施しており、中小企業のうち約 4 社に 1 社（26.0%）が「エネルギーの使用量・GHG 排出量の把握・測定」に取り組んだ実績があるという結果が出ている¹⁶。現時点においても、中小企業にとって GHG 排出量の算定及びそれに伴う具体的な方策や目標の検討が課題となっている。

<静岡銀行における本 KPI の位置づけ>

前述の通り、しずおか FG は、マテリアリティの一つとして「環境と経済が両立した社会の充実」を掲げており、脱炭素化に向けた目標の実現に向けて取り組みを進めている。

静岡銀行は、地域全体の脱炭素化を推進する第一歩として、取引先自身の GHG 排出量を正確に把握すること（GHG 排出量の算定）が必要不可欠だと考えている。その上で、静岡県内の 2030 年温室効果ガス（GHG）削減目標を受け、目標達成のカギとなる GHG 排出量可視化ツールである「しずおか GX サポート」を開発・提供し、同サービスを静岡県内の全地域金融機関でも提供可能とすることで、自らの取引先のみならず、地域全体の企業における持続可能な未来への取り組みをサポートしている。

静岡銀行は、GHG 排出量の削減目標の設定については、GHG 排出量の算定の次のステップに位置しており、具体的な目標設定を行うことで企業の脱炭素化に資する取り組みを段階的に促進させる KPI として意義があるものと考えている。

¹⁶ 日本商工会議所・東京商工会議所 「2025 年度中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」集計結果
(2025 年 7 月 17 日)
<https://www.env.go.jp/council/content/06earth04/000330531.pdf>

＜一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）＞

本 KPI は、国際基準（GHG プロトコル）又は日本政府の基準（温対法）のルールに則り計測される。したがって、一貫した方法論に基づく測定・定量化及びベンチマークは可能であり、適用範囲等を含め定義は明確にされていると判断できる。

以上より、**KPI5** は、静岡銀行及び同行の借入人にとって重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

2. SPT の測定

2-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT について、選定された KPI における重要な改善を表し Business as Usual (BAU) を超える等の野心的なものか、過年度実績や同業他社、業界水準、科学等のベンチマークに基づいているか、目標達成へのスケジュール等は開示されるか等を確認する。

2-2. SPT の測定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

静岡銀行は、本フレームワークで以下の SPT を設定している。

SPT
①SBT 認定の取得
②SBT 認定の取得及び SBT に沿った年次目標の達成
③中小企業向け SBT 認定の取得
④中小企業向け SBT 認定の取得及び SBT に沿った年次目標の達成
⑤RE100 への加盟
⑥RE100 への加盟及び加盟時の目標に準じた年次目標の達成
⑦再エネ 100 宣言 RE Action への参加
⑧再エネ 100 宣言 RE Action への参加及び参加時の目標に準じた年次目標の達成
⑨「GHG 排出量の算定」を行っていない場合 ・ 2 年以内に GHG 排出量の算定を行い、かつ「GHG 排出量を 4.2%/年削減」
⑩「GHG 排出量の算定」を行っている場合 ・ 「GHG 排出量を 4.2%/年削減」

上述した通り、本フレームワークにおける SPT①、③、⑤、⑦、⑨、⑩の設定は、「中堅・中小企業」のみを対象としている。

また、各 SPT について、ローン期間中は年次目標が原則設定される。

静岡銀行は、個別の SLL 組成に際して、借入人の開示情報及びヒアリングに基づき、借入人の KPI/SPT の実績、SPT 達成に向けた計画等につき情報収集を行う。その上で、業種特性、経営計画、経営上重視している重要課題等を勘案し、予め定めた SPT の中から当該借入人において野心的と考えられる設定を行うこととしている。

■SPT①：SBT 認定の取得

SPT②：SBT 認定の取得及び SBT に沿った年次目標の達成

SPT③：中小企業向け SBT 認定の取得

SPT④：中小企業向け SBT 認定の取得及び SBT に沿った年次目標の達成

本 SPT においては、SBT 認定未取得の中堅・中小企業の場合は SBT 認定（1.5℃シナリオ）の取得が、SBT 認定取得済の場合は SBT（1.5℃シナリオ）に沿った年次目標の達成が、それぞれ条件として設定されている。また、SBT で Scope1、2 及び Scope3 の認定を受けている場合、SPT は Scope1、2 及び Scope3 両方の設定を原則としている。

本 SPT である SBT 認定は、パリ協定、ならびに科学的根拠（1.5℃シナリオ）で求められる水準に基づき GHG 排出削減目標の基準が定められている。SBT 認定を取得した日本企業は 2026 年 7 月時点で累計 2,484 社¹⁷となっているが、2024 年 6 月時点で日本には企業が約 254 万社存在¹⁸する点も勘案すれば一部の企業に限られたものであると言える。

中小企業向け SBT については、対象範囲は Scope1・2 に限られているものの、前述の通常版 SBT と同様に科学的根拠に基づく GHG 排出削減目標の基準が定められている。また、SBT を取得した日本企業は前述の通り 2026 年 7 月時点で累計 2,484 社となっているが、そのうち中小企業は 2,080 社となっている。他方、日本における総企業数は前述の通り 2024 年 6 月時点で約 254 万社存在し、その 9 割が中小企業であると言われていることを踏まえると、中小企業向け SBT 認定を取得している企業は数少なく取得難易度は高いと考えられる。その上で、認定水準に準じた目標の達成に向けた取り組みを進めていける企業はさらに限定されると考えられる。

以上より、本 SPT は、科学的な根拠に基づくものであり、野心的である。

¹⁷ SBTi ウェブサイト ターゲットダッシュボードよりダウンロードした XLS ファイルを用いて JCR が集計（ダウンロード日：2026 年 7 月 7 日）
<https://sciencebasedtargets.org/target-dashboard>

¹⁸ 令和 6 年経済センサス・基礎調査（民営事業所）確報集計結果
https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/pdf/kekka_k.pdf

■SPT⑤：RE100 への加盟

SPT⑥：RE100 への加盟及び加盟時の目標に準じた年次目標の達成

本 SPT においては、RE100 への加盟時の目標に準じた年次目標の達成が条件とされている。

日本における 2025 年の発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（水力含む）は 26.1%¹⁹である。一方、「第 7 次エネルギー基本計画」においては、2040 年における再生可能エネルギーの割合は 4 割～5 割の水準が見込まれている。かかる状況下にあつて、再エネ由来電力 100%を長期目標とし、2030 年時点で 60%、2035 年時点で 90%の中期目標を推奨する RE100 の水準は、借入人にとって難易度が高いと考えられる。

RE100 加盟企業数は、2026 年 7 月時点において日本企業で 96 社²⁰と、日本企業の中でも取り組みが先進的な一部企業が先んじて加盟している状況にある。

以上より、本 SPT は野心的である。

¹⁹ 環境エネルギー政策研究所が発表した速報値に基づく

<https://www.isep.or.jp/archives/library/15738>

²⁰ 日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）ウェブサイト

<https://japan-clp.jp/climate/reoh>

■SPT⑦：再エネ 100 宣言 RE Action への参加

SPT⑧：再エネ 100 宣言 RE Action への参加及び参加時の目標に準じた年次目標の達成

本 SPT においては、再エネ 100 宣言 RE Action への参加時の目標に準じた年次目標の達成が条件とされている。

再エネ 100 宣言 RE Action に参加するにあたって求められる目標水準は、大企業向け RE100 と同じであること等から、借入人にとって上述した RE100 と同様に難易度が高いと考えられる。同宣言の参加企業数は、2025 年 10 月末時点で 385 団体²¹となっている。一方で、前述の通り、日本における総企業数は前述の通り 2024 年 6 月時点で約 254 万社存在することを踏まえても、本宣言への参加は相応に難易度が高いものと考えられる。

以上より、本 SPT は野心的である。

■SPT⑨：「GHG 排出量の算定」を行っていない場合

- ・2 年以内に GHG 排出量の算定を行い、かつ GHG 排出量を 4.2%/年削減

SPT⑩：「GHG 排出量の算定」を行っている場合

- ・「GHG 排出量を 4.2%/年削減」

上述した通り、SPT⑨と SPT⑩は「中堅・中小企業」のみが対象である。中小企業のうち約 4 社に 1 社（26.0%）が「エネルギーの使用量・GHG 排出量の把握・測定」に取り組んだ実績があるという調査結果が出ており、現時点においても中小企業にとって SPT⑨の難易度は高いと考えられる。また、SPT⑩は、SPT④と同等のレベルが求められることから、難易度が高いと考えられる。

以上より、本 SPT は野心的である。

²¹ 再エネ 100 宣言 RE Action 年次報告書 2025
<https://saiene.jp/annualreport/>

2-3. SPT 達成に向けた取り組み

静岡銀行は、SPT 達成に向けた取組内容や計画について、ローン実行前に借入人へヒアリングを行うとともに、SPT の実績及び計画に関するフォローアップを年次で実施する予定である。

2-4. JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

（UNEP FIの定めるインパクト、事業セグメント、国・地域、バリューチェーン等）

本フレームワークのSPTはGHG排出量削減と再生可能エネルギー導入率であり、主なインパクト分野は「エネルギー」「気候の安定性」となる。

社会	人格と人の安全保障	紛争		現代奴隷		児童労働	
		データプライバシー		自然災害			
	健康および安全性						
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食糧		住居		健康と衛生
		教育	エネルギー		移動手段		情報
		コネクティビティ	文化と伝統		ファイナンス		
	生計	雇用		賃金		社会的保護	
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等		年齢差別		その他の社会的弱者
社会経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由			法の支配		
	健全な経済	セクターの多様性			零細・中小企業の繁栄		
	インフラ						
	社会経済収束						
自然環境	気候の安定性						
	生物多様性と	水域		大気		土壌	
	生態系	生物種		生息地			
	サーキュラリティ	資源強度			廃棄物		

静岡銀行の資産ポートフォリオには、多様な業種の企業に対するファイナンスが含まれる。事業セグメント、国・地域、バリューチェーンへのインパクトは、借入人の業種や事業形態によって異なるが、GHG排出削減に向けた取り組みは、業種を問わずバリューチェーン全体への波及効果も高いと考えられる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

(対象となる事業の売上構成比や国内外マーケットシェア、野心度等)

しずおかFGは、2030年度までにサステナブルファイナンスを累計2兆円（うち環境ファイナンス1兆円）実行する目標を掲げており、2025年度までに1兆6,819億円（うち環境関連ファイナンス7,101億円）を実行している。また、しずおかFGの中核である静岡銀行は、2026年3月末の単体ベースで預金残高12兆6,123億円、貸出残高11兆2,559億円を有するなど、静岡県内を中心とした地域経済に大きな影響力を有している。静岡銀行が組成するサステナビリティ・リンク・ローンは総貸出金残高の一部を構成しており、脱炭素を目指す企業の支援につながるため、本フレームワークには相応のインパクトが見込まれる。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

(事業全体における重要性、戦略的意義等)

本フレームワークのSPTは、借入人である大企業及び中堅・中小企業等の気候変動対応に資するものである。これらのSPT達成は、しずおかFGのマテリアリティのうち「環境と経済が両立した社会の充実」に寄与するものであることから、静岡銀行における戦略的意義も大きく、投下資本対比で大きなインパクトが期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークに基づく調達資金を用いて実施されるプロジェクトにおいて、日本政府の補助金等の公的資金も活用される可能性がある。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

(対応不足の持続可能な開発ニーズへの取り組み、SDGs達成に向けた前進等)

各指標はSDGsの17目標及び169ターゲットのうち、以下の通り複数の目標及びターゲットに追加的なインパクトをもたらすものと考えられる。

目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに



ターゲット 7.2 2030 年までに、世界全体のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育・啓発、人材および制度の能力を向上させる。

3. 借入金の特性

3-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、本フレームワークに基づく借入金の金利等は変化するか等を確認する。

3-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づく関連書類等において、事前に設定された SPT が達成された場合に貸出条件等が変更される仕組みが構築されていることを確認した。また、KPI の定義及び SPT の設定について関連書類等に明確に記載されることを確認した。

さらに、貸付実行時点では予見できなかった状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、又は前提条件に変更が生じた場合には、借入人と貸付人が協議のうえ、新たな KPI 及び SPT を設定するか、又は残存期間について通常のローンとして取り扱うかのいずれかの対応を行うことが想定されている。

4. レポート・検証

4-1. JCR の評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポート・検証について、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

4-2. レポート・検証の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められたレポート・検証は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

静岡銀行は、返済までの期間、設定した KPI の実績について、少なくとも年に 1 度報告することを借入人に求める。その旨は、融資関連書類等に借入人の義務として規定されている。

静岡銀行は、借入人による KPI/SPT の実績の年次報告に際して、SPT②、SPT④、SPT⑥、SPT⑧、SPT⑨、SPT⑩については第三者検証報告書の提出を借入人の義務として規定している。なお、SPT①、SPT③、SPT⑤、SPT⑦については、外部機関が認定することから第三者検証は不要とする。

以上から、全ての KPI の実績について、検証（又は検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

5. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

V. グリーンローン貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

1. サステナビリティ方針

1-1. JCR の評価の視点

本項では、しずおか FG のサステナビリティの取り組みと方針について以下の点の評価する。

- (1) 経営陣が、サステナビリティへの取り組みを経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか。
- (2) サステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されているか。
- (3) サステナビリティ経営におけるグリーンローン実行の意義が整理され、社内に周知されているか。

1-2. 評価対象の現状と JCR の評価

JCRによる確認結果

しずおか FG は「地域とともに夢と豊かさを広げます」という基本理念のもと、2026 年度を開始年度とする第 2 次中期経営計画において、10 年ビジョン「しずおか FG とステークホルダーの成長が共鳴・循環する状態」と中計ビジョン「地域とともに未来をつくり、成長を続ける価値共創企業グループ」を設定している。しずおか FG は、当該ビジョンの実現に向け「企業価値と社会価値の最大化」を目指している。

サステナビリティ推進体制に関して、しずおか FG では経営執行会議としてのサステナビリティ会議、しずおか FG の子会社を含む「環境委員会」及びその下部組織としての「環境ワーキンググループ」が設置されている。しずおか FG では、環境委員会で決定した事項を、サステナビリティ会議を経て、必要に応じ取締役会で審議する仕組みとなっている。経営陣が適切に関与し、サステナビリティ施策がグループで横断的に推進されていることから、強固なサステナビリティ推進体制を構築している。

しずおか FG は、サステナブルファイナンスの取り組み額の目標として、2030 年度までに累計 2 兆円（うち環境関連ファイナンスとして 1 兆円）を掲げている。本フレームワークにより実行されるグリーンローンも上記目標に貢献するものとなる。なお、2025 年度までのサステナブルファイナンスの取り組み額は 1 兆 6,819 億円（うち環境関連ファイナンス 7,101 億円）と着実に進捗している²²。

以上より、JCR は、しずおか FG 及び静岡銀行がサステナビリティに係る取り組みを経営の重要課題の一つと捉えていること、サステナビリティに係る方針及び目標が策定

²² しずおか FG 有価証券報告書
https://www.shizuoka-fg.co.jp/pdf/ir/2026/2026_securities_report.pdf

されていること、本フレームワークによるローンが静岡銀行のサステナビリティ経営における重要な施策の一つであることを確認した。

2. 適格クライテリアの設定

2-1. JCR の評価の視点

本項では、ローンの適格クライテリアの設定について以下の点を評価する。

- (1) 静岡銀行が、グリーンローンの実行について明確な方針、プロセス、及び資金が配分されるプロジェクトを決定するための明確な基準を有しているか。
- (2) 静岡銀行内部の環境関連部署などの専門的知見を有している部署や外部機関が、プロセスに関与しているか
- (3) 静岡銀行が、外部の専門家に意見を求めることにより、自らのグリーンプロジェクト及び環境方針を検証しているか。

2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) 適格クライテリアの設定について

本フレームワークに基づき実施されるローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）は、当該ローンの資金使途が以下に定める適格クライテリアのいずれかを満たすものとする。

適格性の判断に際しては、関連原則類との整合性を図ることとし、明確な環境改善効果が認められることを前提とする。

グリーンプロジェクト
再生可能エネルギーに関する事業
省エネルギーに関する事業
汚染の防止と管理に関する事業
自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業
生物多様性保全に関する事業
クリーンな運輸に関する事業
持続可能な水資源管理に関する事業
気候変動に対する適応に関する事業
グリーンビルディングに関する事業

図表 9 グリーンローンに係る適格クライテリア

(2) ネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

静岡銀行は、借入人とともにローンの資金使途の対象となるプロジェクトが有する（潜在的に）重大な環境・社会に対するネガティブな影響の有無を確認することとし、（潜在的に）重大な影響がある場合には、回避策・緩和策が講じられていることを併せ

て確認する。加えて、環境・社会に対するネガティブな影響に関して、客観的な評価が必要であると判断する場合は、外部の専門家に照会を行う。

(3) ネガティブ・スクリーニング

静岡銀行は、社会の持続可能性等の観点からネガティブ・スクリーニングの対象を選定し、投融資を禁止又は制限するセクターを「特定セクターに対する投融資方針」にて定めている。

JCRによる確認結果

グリーンローンに係る適格クライテリアに定められたプロジェクト分類は、関連原則類で示されたものと適合している。また、各プロジェクト分類に属する個別の資金使途についても、適格クライテリアが定められており、いずれも明確な環境改善効果が認められることが前提とされている。

ローンの対象となる案件は、すべて環境・社会に与え得るネガティブな影響についても精査される予定である。ネガティブな影響の精査は、関連原則類を参照して行われることとなっている。また、必要に応じて外部専門家による評価が参照され、リスクの精査が行われることを JCR は確認している。以上より、静岡銀行ではローンに即した適切な基準を参照し、適切な手続きを経てリスクの精査が行われ、環境改善効果を上回るような環境・社会にネガティブな影響がないことが確認されると JCR は評価している。

静岡銀行は「特定セクターに対する投融資方針」の中で、投融資を禁止する、もしくは注意を要するセクターを以下のとおり定めている。

- ・ 石炭火力発電
- ・ クラスター爆弾やその他殺戮兵器の製造、等

静岡銀行は、本フレームワークにおいて、「特定セクターに対する投融資方針」にしたがい取引先を選定することとしている。これにより、JCR は静岡銀行が適切に環境・社会的リスクを排除したうえで、環境改善効果に貢献するプロジェクトを選定することが可能になると評価している。

3. 実施体制とプロセス

3-1. JCR の評価の視点

本項では、ローンの実施体制とプロセスについて以下の点を評価する。

- (1) ローンの対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められているか。
- (2) 個々のプロジェクトのグリーン適格性が専門部署によって評価、確認されているか。
- (3) プロジェクトが環境改善効果とネガティブな影響の両方を与える場合、静岡銀行によりそのネガティブな影響の回避策又は管理・緩和策がとられていることを確認するプロセスを有しているか。
- (4) 静岡銀行の取引先がローンを通じて実現しようとするサステナビリティ目標、調達資金の充当対象とするプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、及びその判断を行う際のプロセスが妥当であるか。

3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) プロジェクトの選定関与者

本フレームワークに基づき提供するローンの対象となるプロジェクト（適格プロジェクト）の選定関与者及びそれぞれのプロセスにおける役割は、以下のとおりとなる。なお、各部門は独立した立場でプロジェクトの選定を行い、本フレームワークの公平性及び継続性を保つことを前提としている。

機能	部署名	プロセスにおける役割
フロント関連部署	営業店	- グリーンローン等の相談・提案に関する顧客対応全般、適格性に関する一次的な確認 - 契約締結、期中管理
営業店支援の本部組織	法人ファイナンスグループ	本フレームワークの策定、商品規程及び業務推進体制の整備
審査関連部署	審査企画グループ	- 本フレームワーク及び関連原則等への準拠の確認・グリーンローン等としての採り上げの承認 - ウォッシュリスクの高い案件に関する専門知見の提供・追加的な確認
	審査グループ	ファイナンス全般に係る与信判断

図表 10 業務分掌

(2) プロジェクト選定プロセス

静岡銀行は、プロジェクトの選定に際して、以下の手順に関する詳細と担当部署を定めている。

- ① プロジェクトのグリーン性に係る判断を行うプロセス
- ② 関連原則類に準拠していることを確認するプロセス
- ③ プロジェクトのリスク評価に係るプロセス
- ④ ローンの信用リスクの観点からの審査を行うプロセス
- ⑤ 最終的にローンの実行を決定（承認）するプロセス

(3) ローン実行にあたっての必須条件

静岡銀行では、本フレームワークに則り実行されるローンについて、関連原則類に準拠することを目途として、本フレームワークに必須条件を定めている。また、当該必須条件が満たされているか否かについて、複数の部署が確認・承認するプロセスを構築している。

JCRによる確認結果

静岡銀行がローンを実行する際の業務分掌は、上記選定プロセスに対応しており、フロント関連部署、営業店支援の本部組織及び審査関連部署に分かれている。

融資渉外を行う営業店は、借入人の窓口機能を担っており、ローンの適格性判断に必要な諸条件に係る借入人との対話を行い、関連原則類への適合性について一次的な評価を行う。営業店は、ローンに係る資金使途の対象となるプロジェクトの選定、プロジェクトに係る期中のモニタリングも行う。

コーポレートサポート部法人ファイナンスグループは、営業店が対象となるプロジェクトのグリーン性の判断をサポートする部署としての役割を有する。また、本フレームワークの策定、商品規程及び業務推進体制の整備も担っている。

審査関連部署のうち、審査グループはファイナンス全般に係る与信判断を行い、審査企画グループは、本フレームワーク及び関連原則類への準拠の確認及びグリーンローンとしての採否に係る承認を行う。

以上より、JCR は、静岡銀行内において専門的知見を有する部署が適切にプロセスに関与すること及びグリーン性を評価するフロント関連部署がクレジットの審査部署から独立していることから、適切な業務分掌であると評価している。

選定のプロセスは、借入人との対話によるローンの一次評価から、当該ローンの与信審査、グリーン性等の適合性に係る確認を経て、最終的なローンの決定までが定められている。

一次評価は、借入人と対話する営業店が行う。静岡銀行内でのグリーン性等の適合性評価は審査企画グループが行うが、プロジェクトの適合性、リスクの評価が困難な場合

等は社外の専門家を活用する場合があります、適切に評価を行う仕組みが確保されていると判断される。

ローンの実行に係る最終決裁は、当該ローンに係る条件に応じた決裁権限者が行うこととなっている。

以上より、本項で静岡銀行が定めたプロセスは適切であると JCR は評価している。

4. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

4-1. JCR の評価の視点

本項では、グリーンローン 4 原則への適合性を個別ファイナンスについて確認するための社内文書及び体制が整備されているかにつき評価する。

4-2. 関連原則類における要求事項への対応状況

原則	静岡銀行の対応
調達資金の使途	1～3 で確認した通り、静岡銀行はローンの実行に際して、適格クライテリア、ネガティブな影響のおそれに対する対応策、除外リストを設け、環境改善効果のあるプロジェクトに限定している。
プロジェクトの評価と選定のプロセス	静岡銀行は、取引先がローンの実行に際して、関連原則類が求める選定基準とプロセスに係る事項を適切に満たしているかどうかを確認する体制を構築している。
調達資金の管理	ローンの実行前に、充当計画、追跡管理方法について確認・合意することが必須とされている。 調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、借入人との間で交わす融資関連書類等で定めている。
レポーティング	資金調達前に、レポーティングの頻度と内容について予め取引先と合意し、確約事項としている。 予め定めたプロジェクトの環境改善効果等について、借入人が静岡銀行に対して、ローンの実行時及び年に 1 回報告することが合意される予定である。

JCRによる確認結果

JCR は、グリーンローンが関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項を静岡銀行が予め定めていることから、本フレームワークに基づき実行されるローンは関連原則類に適合していると評価している。

VI. 結論

以上の考察から、本フレームワークが関連原則類と適合しており、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが、同様に、関連原則類に適合していることを JCR は確認した。

(担当) 菊池 理恵子・佐藤 大介・川越 広志・葛 友樹

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、しずぎん環境ファイナンス・フレームワークで定められたグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。

また、本第三者意見書は、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Market Association (LMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、しずぎん環境ファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、ICMA、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・グリーンローン原則
- ・グリーンローンガイドライン
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本フレームワークの事業主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体又は調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるフレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル